

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年8月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第35号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市桂授産園の項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 就労継続支援

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)